

我孫子市水道局公募型競争入札公告

我孫子市水道事業管理者  
水道局長 長塚 九二夫

入札に参加を希望する者は、「**I 共通事項**」と「**II 入札に付す発注案件別の公告文**」を必ず参照すること。

また、本公告により行う入札の参加資格者は、令和2・3年度我孫子市競争入札参加資格を有する者とする。

## I 共通事項

### 1 入札案件

令和2年10月27日入札案件は、次のとおり。

発注番号	入札案件	発注課名	ページ
水023	12号及び13号取水井水中テレビカメラ調査業務委託	工務課	5
水024	我孫子市水道局使用電力供給（長期継続契約）（単価契約）	工務課	7

### 2 入札日程

月 日	内 容
10月1日	・入札公告の掲載・① 設計図書等購入申込の受付開始
7日	② 設計図書等購入申込の受付締め切り
9日	③ 質疑受付日（午前9時から午後5時まで。FAXのみ。）
15日	④ 質疑の回答をホームページに掲載
16日	⑤ 申請書等及び入札書の受付開始
26日	⑥ 申請書等及び入札書の受付締め切り
27日	<b>⑦ 開 札（午後1時30分～）</b>
28日	資格審査
29日	⑧ 落札者決定
30日	開札結果の公表・契約日
31日	履行開始

### 3 設計図書等の申込み

#### (1) 申込場所

我孫子市水道局経営課 我孫子市我孫子1684番地

TEL：04-7184-0114

FAX：04-7184-0118

#### (2) 申込期間

期間は、「2 入札日程」の①の日の正午から②の日の午後5時までとする。(土曜、日曜、祝祭日を除く。)

#### (3) 申込方法

所定の設計図書等購入申込書をFAXで送信すること。FAX受信後、設計図書および請求書を普通郵便で発送するため、申込書には郵便番号を記入すること。また、設計図書に同封する請求書で購入代金(郵送料、設計図書CD-ROM代 計250円)を支払うこと。

### 4 設計図書等に対する質疑

#### (1) 質 疑

質疑がある場合は、「2 入札日程」の③の日の午前9時から午後5時までに任意の様式を用い、入札案件の発注課までFAXで送信すること。その際、会社名、担当者名及び電話番号を記載すること。

なお、入札又は契約全般に係る場合を除き、所定の期日を過ぎた質疑は受け付けない。

#### (2) 回 答

「2 入札日程」の④の日の午後1時までに我孫子市水道局ホームページに掲載する。ただし、質疑がないときは行わない。

### 5 入札参加資格審査申請書、入札書等の提出

#### (1) 提出物

我孫子市水道局公募型競争入札(建設工事又は建設工事以外)実施要綱に定める様式2の提出用封筒(大封筒)に、次の①から④に掲載する書類を同封して、**書留又は簡易書留のいずれかの方法**により、**発注課へ**提出すること。また、様式2の封筒は、A4サイズが折らずに入る封筒とする。なお、個別案件ごとに提出物を明記しているので確認すること。

**※入札参加案件が複数のときは、全案件分の同封も可とします。この際は、必ず封筒表に全案件の発注番号を記入のこと。ただし、封筒内で案件ごとにまとめてください。**

**※提出すべき書類がない場合は失格となるので、必ず確認のこと。**

- ① 実施要綱に定める公募型競争入札(建設工事及び建設工事以外)参加資格審査申請書(様式第1号)の利用者番号欄には、**電子入札システムの利用者番号を記載してください。**
- ② 契約書の写し等、案件ごとに添付を求められているものは①の申請書に添付すること。
- ③ 我孫子市水道局財務規程様式第65号(第156条関係)の**入札書**、我孫子市水道局郵便入札実施要領様式1の**誓約書**、**使用印鑑届兼委任状**(受任者が行う場合。我孫子市の受付印が押印されているもの。)の**写し**、及び様式3の**委任状**(代表者及び受任者以外の者が行う場合に添付。)を**入札書用封筒(小封筒)に入れ、封かん(割印)のこと。**ただし、誓約書、使用印鑑届兼委任状の写し及び委任状については、入札書用封筒(小封筒)に同封されていなくても①の申請書に添付されていれば入札としては有効とするが、落札者の決定が遅れる場合がある。

- ④ 発注内容が工事又は測量・コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の場合において建設工事に係る入札にあっては工事内訳書※（大分類まで記入したもの）を、測量・コンサルタント業務に係る入札にあっては積算内訳書※（本工事内訳書相当まで記入したもの）を添付すること。なお、建設工事等内訳書は封かん（割印）し、発注番号及び入札件名を記入のこと。

また、予定価格に消費税を加えた額が5,000万円以上の建設工事等に係る落札者は、契約締結後速やかに、建設工事等内訳書に単価、数量及び金額を記載したものを経営課経営担当に提出しなければならない。

※建設工事に係る工事内訳書及び測量・コンサルタント業務に係る積算内訳書を総称して「建設工事等内訳書」とする。

⑤ 提出物一覧表

◎：必須、○：該当する場合は必須、×：省略

契約内容 提出物	申請書	入札書	誓約書	使用印鑑届 兼委任状の 写し・委任 状	実績契約書の 写し・その他 求めている書 類	資格者証 の写し	建設工事 等内訳書 ※5
○建設工事 ○測量・コンサル業務	◎	◎ ※1	◎ ※1	○ ※1 ※2	○ ※3	○ ※3	◎ ※4
○業務委託 ○物品購入 ○賃貸借	◎	◎ ※1	◎ ※1	○ ※1 ※2	○ ※3	○ ※3	×

※1：入札用封筒（小封筒）に入れ、封かん（割印）のこと。但し、誓約書、使用印鑑届兼委任状及び委任状について入札用封筒（小封筒）に同封されていなくても①の申請書に添付されていれば入札としては有効する。（詳細は、「5 入札参加資格審査申請書、入札書等の提出」の「(1) 提出物」の③を参照のこと。）

※2：代表者が入札する場合は、使用印鑑届兼委任状の写し及び委任状は必要としない。

代表者が年間代理人（受任者）以外の者に委任する場合は、委任状を必要とする。年間代理人（受任者）が入札する場合は、我孫子市の受付印が押印された使用印鑑届兼委任状の写しを必要とする。年間代理人（受任者）が他の者に委任する場合は、我孫子市の受付印が押印された使用印鑑届兼委任状の写し及び委任状を必要とする。

※3：発注案件別の公告文「10 入札参加に必要な条件」で求めている「契約書写し」、「資格者証写し」及び「その他の条件で求めている書類」（求めていない場合は、省略）。ただし、工事の場合は、配置予定技術者の資格者証の写し及び最新の経営事項審査結果通知書の写し、建設業の許可証明書または許可通知書は必須とする。

※4：内訳書用封筒（小封筒）に入れ、封かん（割印）のこと。

※5：建設工事に係る工事内訳書及び測量・コンサルタント業務に係る積算内訳書を総称して「建設工事等内訳書」とする。

(2) 提出先・問い合わせ先

① 申請書及び入札書の提出先

〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地 我孫子市水道局内の発注課あて

② 入札全般の問い合わせ先

我孫子市水道局 経営課 経営担当

TEL: 04-7184-0114 FAX: 04-7184-0118

(3) 提出期間

「2 入札日程」の⑤の日から⑥の日の午後5時までに、**発注課に必着**とする。

## 6 開札日時及び場所

「2 入札日程」の⑦の日の午後1時30分より我孫子市水道局3階経営会議室において、入札参加者及び一般に公開して行う。なお、入札価格が複数同値でくじ引きを行う際に当該入札に係る関係者が不在の場合は、当該入札に関係のない職員がくじ引きを代行する。

## 7 入札の無効要件

- ① 入札参加資格のない者の行った入札
- ② 同一人がした2以上の入札
- ③ 入札者が協定して行った入札
- ④ 金額その他の入札書の記載事項が明らかでない入札
- ⑤ 入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの
- ⑥ 入札書の入札金額の記載が訂正されているもの
- ⑦ 入札書に代表者又は代理人の記名押印がないもの
- ⑧ 入札書を入れた封筒に封かん（割印）がないもの
- ⑨ 誓約書の同封がないもの及び代理人が行う入札において委任状の同封がないもの
- ⑩ 所定の入札保証金を未納付の者（納付を免除された場合を除く）が行った入札
- ⑪ 郵便以外の方法による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 入札参加資格及び落札者決定

資格の決定は「我孫子市水道局開札後資格審査方式による公募型競争入札に関する要綱」に基づき、開札の結果、最低価格を提示した落札予定者及び次順位者（以下「落札予定者等」という。）の入札参加資格の審査（以下「審査」という。）を行う。

落札予定者の入札参加資格の有無は、「2 入札日程」の⑧の日に電話で連絡する。落札予定者に入札参加資格がない場合は、次順位の者の審査を行い、「2 入札日程」の⑧の日に落札者を決定する。

なお、入札参加資格がないとされた者は、そのことを知った日から5日以内に、局長に説明を求めることができる。

## 9 入札結果

我孫子市水道局ホームページの「入札の開札結果」に開札結果表を掲載する。

## II 入札に付す発注案件別の公告文

次のページ以降のとおり。なお、発注案件別の公告文の入札資格要件の基準日は、令和2年10月1日とする。

発注番号：水023

- 1 件 名：12号及び13号取水井水中テレビカメラ調査業務委託
- 2 履行場所：我孫子市岡発戸1393-4（12号取水井）  
我孫子市岡発戸1331-4（13号取水井）
- 3 履行概要：仕様書のとおり
- 4 履行期間：契約締結日の翌日から令和3年2月26日まで
- 5 予定価格：5,560,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 入札保証金：免除
- 7 契約保証金：免除
- 8 最低制限価格：なし
- 9 支払方法：完了払
- 10 入札参加に必要な条件

(1) 発注案件別の条件

- ① 登録業種：令和2年10月1日において、我孫子市入札参加資格者名簿の「委託」に登録があること。
- ② 許可の確認：なし
- ③ 地域要件：なし
- ④ 経営事項審査結果の確認：なし
- ⑤ 受注実績：公告の日から起算して過去5年以内に官公庁が発注する上水道における深井戸の水中テレビカメラ調査を受注した実績があること。
- ⑥ 受注実績の確認：⑤の受注実績が確認できる契約書の写しを公募型競争入札（建設工事以外）参加資格審査申請書に添付すること。

(2) 共通の条件

- ① 設計図書等を購入していること。
- ② 発注内容が工事の場合は、対象工事に適正な技術者を配置できること。また、資格者証の写しを公募型競争入札（建設工事）参加資格審査申請書に添付すること。配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者を配置技術者とすることができる。この場合において、すべての配置予定技術者について、資格者証の写しを公募型競争入札（建設工事）参加資格審査申請書に添付すること。
- ③ 発注内容が建設工事等の場合は、大分類（測量コンサルタント業務の場合は本工事内訳書相当）まで記入した建設工事等内訳書（任意様式）を添付すること。  
また、予定価格に消費税を加えた額が5,000万円以上の場合は、建設工事等内訳書に数量、単価及び金額を明記したものを契約締結後、速やかに提出すること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- ⑤ 公告の日から入札日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第25号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- ⑨ 公告の日から過去3か月以内に我孫子市又は、我孫子市水道局から契約解除をされていないこと。

- ⑩ 公告の日から過去6か月以内に我孫子市又は、我孫子市水道局発注の工事の成績について通知を受けた者にあつては、当該工事の成績に60点未満のものがないこと。
- ⑪ 役員等（参加者が個人である場合にはその者と、参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

1.1 発注主管課・入札書類送付先

〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地

我孫子市水道局 工務課 水運用担当

電話：04-7184-0267

FAX：04-7184-0118

発注番号：水024

- 1 件名：我孫子市水道局使用電力供給（長期継続契約）（単価契約）
  - 2 履行場所：我孫子市我孫子1684番地ほか
  - 3 履行概要：我孫子市水道局妻子原浄水場ほか22施設の電力供給
  - 4 履行期間：別紙1「計量日一覧」の各計量日から令和6年1月の計量日まで
  - 5 予定価格：79,602,384円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※入札書に記載する金額は、我孫子市水道局が作成した入札内訳書により積算した消費税及び地方消費税を含む年額とする。
  - 6 入札保証金：免除
  - 7 契約保証金：免除
  - 8 最低制限価格：なし
  - 9 支払方法：完了払（前月利用分を翌月払）
- 10 入札参加に必要な条件
- (1) 発注案件別の条件
- ① 登録業種：令和2年10月1日において、我孫子市入札参加資格者名簿の「物品」の大分類「21（燃料・電力）」中分類「8（電力）」に登録があること。
  - ② 許可の確認：なし
  - ③ 地域要件：なし
  - ④ 経営事項審査結果の確認：なし
  - ⑤ 受注実績：なし
  - ⑥ 受注実績の確認：なし
  - ⑦ 許認可：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること（登録小売電気事業者であることを証する書類の写しを公募型競争入札（建設工事以外）参加資格審査申請書に添付すること。）。
  - ⑧ その他：仕様書「4 入札における積算方法及び提出資料」で求めた我孫子市水道局が作成した入札内訳書に積算内容を記載し、入札書に添付すること。  
※入札内訳書の添付がない場合は失格とする。  
別紙2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」において、合計点数が70点以上であること（適合証明書及びその根拠を示す書類を競争入札参加資格申請書に添付すること。）。  
※適合証明書などの添付がない場合は失格とする。
- (2) 共通の条件
- ① 設計図書等を購入していること。
  - ② 発注内容が工事の場合は、対象工事に適正な技術者を配置できること。また、資格者証の写しを公募型競争入札（建設工事）参加資格審査申請書に添付すること。配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者を配置技術者とすることができる。この場合において、すべての配置予定技術者について、資格者証の写しを公募型競争入札（建設工事）参加資格審査申請書に添付すること。
  - ③ 発注内容が建設工事等の場合は、大分類（測量コンサルタント業務の場合は本工事内訳書相当）まで記入した建設工事等内訳書（任意様式）を添付すること。  
また、予定価格に消費税を加えた額が5,000万円以上の場合は、建設工事等内訳書に数量、単価及び金額を明記したものを契約締結後、速やかに提出すること。
  - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
  - ⑤ 公告の日から入札日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - ⑥ 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。
  - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
  - ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

- ⑨ 公告の日から過去3か月以内に我孫子市又は、我孫子市水道局から契約解除をされていないこと。
- ⑩ 公告の日から過去6か月以内に我孫子市又は、我孫子市水道局発注の工事の成績について通知を受けた者にあつては、当該工事の成績に60点未満のものがないこと。
- ⑪ 役員等（参加者が個人である場合にはその者と、参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

1.1 発注主管課・入札書類送付先

〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地

我孫子市水道局 工務課 水運用担当

電話：04-7184-0267

FAX：04-7184-0118



## 計量日一覧

【別紙1】

No.	対象施設	需要場所(住所) (No.6~23は地番)	計量日	備考
1	妻子原浄水場	我孫子市我孫子1684番地	令和3年1月24日	
2	我孫子市教育委員会	同上	令和3年1月24日	
3	湖北台浄水場	我孫子市湖北台9丁目3番6	令和3年1月25日	
4	我孫子市民図書館湖北台分館	同上	令和3年1月25日	
5	久寺家浄水場	我孫子市つくし野157番地	令和3年1月24日	
6	第2号井(取水井戸)	我孫子市湖北台10-7-10	令和3年1月25日	取水井
7	第3号井(取水井戸)	我孫子市湖北台6-11-1	令和3年1月25日	
8	第4号井(取水井戸)	我孫子市湖北台3-1-10	令和3年1月25日	
9	第5号井(取水井戸)	我孫子市湖北台2-9-5	令和3年1月25日	
10	第6号井(取水井戸)	我孫子市中峠台32-8	令和3年1月25日	
11	第7号井(取水井戸)	我孫子市岡発戸560-2	令和3年1月25日	
12	第8号井(取水井戸)	我孫子市中峠3051-1	令和3年1月24日	
13	第9号井(取水井戸)	我孫子市中峠1563-47	令和3年1月24日	
14	第10号井(取水井戸)	我孫子市岡発戸1440-2	令和3年1月24日	
15	第11号井(取水井戸)	我孫子市中峠2966-5	令和3年1月25日	
16	第12号井(取水井戸)	我孫子市岡発戸1393-4	令和3年1月25日	
17	第13号井(取水井戸)	我孫子市岡発戸1331-4	令和3年1月25日	
18	岡発戸電動弁(動力)	我孫子市岡発戸549	令和3年1月25日	
19	台田法花坊公園	我孫子市台田4-10	令和3年1月23日	
20	第8号井	我孫子市中峠3051-1	令和3年1月24日	
21	新木石戸公園	我孫子市新木野4-39	令和3年1月23日	
22	布佐西町下公園	我孫子市布佐西町66	令和3年1月23日	
23	岡発戸電動弁(電灯)	我孫子市岡発戸549	令和3年1月25日	

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（\*）しており、かつ、①平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成30年度の未利用エネルギー活用状況、③平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 平成30年度1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> / kWh）	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上 0.625 未満	25
	0.625 以上 0.810 未満	20
	0.810 以上	0
②平成30年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0%超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③平成30年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50 %以上	20
	5.00 %以上 7.50 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0%超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、「4 用語の定義」を参照

\* 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類等

入札に当たっては、競争入札参加資格審査の関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類として、別紙「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間内についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 4. 用語の定義

用 語	定 義
① 平成30年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成30年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②平成30年度の未 利用エネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成30年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端（kWh）を平成30年度の供給電力量（需要端（kWh）で除した数値</p> <p>（算定方式）</p> $\text{平成30年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成30年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない）をいう。</p>

	<p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成30年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③平成30年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>① 平成30年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）</p> <p>② 平成30年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)（ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)（ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)（ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑥ 平成30年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（3,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2. 平成30年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成30年度供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---

適合証明書

令和 年 月 日

我孫子市水道事業管理者  
水道局長 長塚 九二夫 あて

住 所  
会社名  
代表者職・氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

2 平成30年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	平成30年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成30年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

- 注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算入や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(業開始日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。
- 注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載すること。
- 注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
- 注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。